

児童保育の要求が強まっている。その実態と必要性を、どのように把握しているのか。

また保育園がない地域で、幼稚園児の預かり保育と一体化した学童保育を行う考えはないか。学校施設の活用などを考えているか。

亀岡教育長

○各学校からの要望は調査していませんが、内子児童館や子育て支援センターを通じて保護者からの要望は聞いています。また、長田地区からは「立川幼稚園や立川小学校に通う園児・児童の迎えの時間が調整できる学童保育を実施してほしい」との要望があります。

学校の下校時間は、低学年が午後3時ごろ、高学年は4時ごろです。低学年の児童が兄弟らと一緒に帰る場合は1時間ほど待つ必要があります。家に帰っても、保護者の仕事の都合などで1人になる家庭もあるでしょう。幼稚園は午後2時ごろ降園しますが、やはり小学生と同じようなことがいえます。

学童保育、延長保育については、モデル地域をつくって検討していきたいと考えています。

空き教室などの使用は、施設の利用上からも非常に難しいと思われまます。学校施設の管理や使用の権限は学校長にあるので、それぞ

者交付金」など、算定方法の変更や新たな制度の創設で、歳入見込額に差異が生じたものです。

医療費は、20年度保険給付費予算15億9千235万4千円に対して、決算額15億2千227万9千円となり、7千7万5千円の減少となりました(前年度比4割減)。これは医療機関の利用減少などによるものです。また介護納付金が3千227万9千円減少するなど、合わせて2億7千209万1千円の歳出減となっています。

これらが本年度繰越金3億1千419万4千円の大黒字決算となった要因です。

○後期高齢者支援金について厚生労働省は、各市町村の人口構成や医療費の伸び、これまでの赤字、収納率低下などの要因を分析しな



それぞれの地域で行われている健康づくり活動



五十崎児童館の放課後児童クラブ(遊びの時間)

れの学校の実情を十分把握した上で対応していかなければならないと考えています。

【国民健康保険および後期高齢者医療制度について】

○内子町の国民健康保険税について、3月議会で単年度収支が約1千万円の黒字見込みとの説明があった。しかし本年の単年度収支は1億6千万円余りの黒字で、繰越金が3億1千万円となっている。なぜこのような大幅な見込み違いが起きたのか。

○内子町が後期高齢者支援金分を上乗せしたことについて、財政状況や医療費の伸びなどが各自治体で異なるためとの説明があった。内子町と異なる対応をした県内18自治体との違いは何であったのか。

ければならないとした上で、一般的には保険料に与える影響は少ないとの見解を示しています。ただし、その取り扱いについて国の通達や県の指導は無く、各市町に任せられています。

内子町の医療費は、17年度に比べ18年度が7千100万円の伸び、19年度が5千400万円の伸びとなりまし。この実績を踏まえ、20年度は約7千万円の伸びを設定しました。単年度収支は17年度が3千700万円の赤字、18年度が4千300万円の黒字、19年度が2千100万円の赤字となっています。医療費と単年度収支が一進一退を繰り返す状況の中で、医療分と後期高齢者医療支援分の保険料率を設定しました。なお低所得者に対しては7割、5割、2割の軽減措置を行っています。

現行の税率に改正して3年を経過するため、今年度国保会計全体の試算を行います。その結果、税率を下げて健全な国保運営が行えると判断できれば、国保運営協議会の意見を伺い、22年度に税率改正を行いたいと考えています。

○後期高齢者医療制度の保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納める「普通徴収」のいずれかで納められます。内子町の普通徴収滞納者は5

か、納得できる説明を求める。

また、内子町の保険税算出世帯例(大人2人・子ども2人の4人家族で、所得200万円、固定資産税20万円)の国保税を算定すると、所得の28%に達する。これは支払い能力を超えていると考えるが、どう受け止めているか。早急に国保税を引き下げることが町民に対する責務と考えるが、見解を伺う。

○全国的に国民健康保険制度が大変な状況になっている。原因は国の医療行政にあり、社会保障費の削減を続ける国の政策の転換が必要と考えるが、町長の見解は。

○後期高齢者医療制度がスタートして1年が経過したが、保険料滞納の実態は。無保険者をつくらなためへの対策はどうしているか。

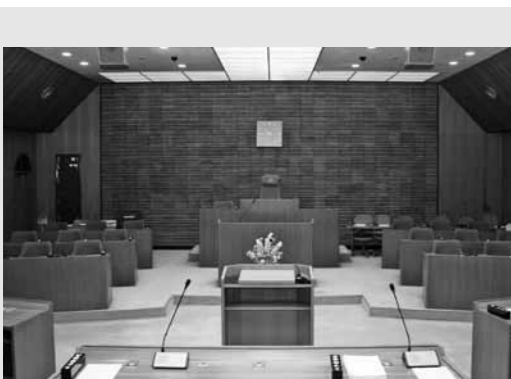
稲本町長

○本来、行政は高齢者も含めて本当に困っている人を支えていくべきだと思えます。一方で、自分ができる範囲で国の制度を支えていくことも、あるべき姿だと思えます。西洋諸国のように収入の半分以上を税金で納める国は別として、自分たちでできる範囲でどうやって国民皆保険制度を守っていくのか、非常に問題が多いアメリカのような社会保障のあり方ではないのかなど、この国のあるべき姿

人、滞納額は7万880円で、生活苦や病気などが理由です。

保険料の納期限から1年が経過するまでの間に納付がない場合は、特別な事情がある場合を除いて被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することが法令で定められています。ただし、愛媛県後期高齢者広域連合は21年5月20日の厚生労働省課長通知を受け、県内市町の意向や全国の広域連合の調査内容などを踏まえて、8月の被保険者証の定期更新時には保険料滞納者でも資格証明書の交付は行わない方針を打ち出しました。よって、滞納被保険者に対しては有効期限が6カ月の被保険者証を交付し、収入や生活状況などを把握した上で、6カ月が経過するまでに資格証明書などの発行を検討することとしています。

内子町では、資格証明書の発行に至らないように、文書での催告通知だけでなく電話や訪問による納付相談、保険料の分割納付、減免、徴収猶予などを含めた納付計画など、きめ細やかな対応に努めています。



●議事を傍聴しませんか

議会は、議会当日に傍聴人受付簿に住所・氏名・年齢を記載すれば、どなたでも傍聴することができます。

●定員 30人(先着順)

※9月に定例会を行います。詳しい日程は議会事務局までお問い合わせください。※議場内の写真撮影や録音は原則として禁止されています。

【問い合わせ】

内子町議会事務局 (内子分庁内) ☎(0893)44-2115